

第Ⅲ部
意匠登録の要件

第Ⅲ部	1
第1章 工業上利用することができる意匠	1
1. 概要	1
2. 意匠該当性要件についての判断	1
2.1 物品等と認められるものであること	2
2.2 物品等自体の形状等であること	5
2.3 視覚に訴えるものであること	6
2.4 視覚を通じて美感を起こさせるものであること	6
2.5 他の意匠と対比の対象となり得る一定の範囲を占める部分であること	7
3. 意匠が具体的なものであること	8
3.1 意匠が具体的なものであることの要件	8
3.2 意匠が具体的ではないと判断するものの例	10
3.2.1 意匠に係る物品の使用の目的、使用の状態等が不明な場合	10
3.2.2 図が相互に整合せず、意匠の内容を特定できない場合	10
3.2.3 図面、写真などが不鮮明な場合	10
3.2.4 意匠が抽象的に説明されている場合	11
3.2.5 材質又は大きさの説明が必要な場合にその記載がない場合	12
3.2.6 変化する状態の図面を必要とする場合にその図面及び説明の記載がない場 合	12
3.2.7 着色した図面において一部に着色していない部分がある場合	12
3.2.8 図面から物品等の全部又は一部が透明であると認められるものについて、その 旨の説明が願書の「意匠の説明」の欄に記載されていない場合	12
3.2.9 図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を 説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又 は文字が表されたことにより、意匠が特定できない場合	12
3.2.10 立体を表す図面が以下に該当する場合	14
3.2.11 平面的なものを表す図面等が以下に該当する場合	15
3.2.12 形状若しくは模様が連続し、又は繰り返し連続するものを表す図面等におい て、その連続状態が明らかに分からない場合	16
3.2.13 コードなどの中間省略をした図面等に不備がある場合	18

3.2.14	6面図又は2面図だけでは意匠が十分表現できない場合において、その他の図がない場合	19
3.2.15	断面図などの切断面及び切断箇所の表示に不備がある場合	19
3.2.16	部分拡大図について、その拡大箇所の表示がない場合	19
3.2.17	分離できる物品が以下に該当する場合	19
3.2.18	透明な意匠の図面に不備がある場合	20
3.2.19	図面中（参考図を除く）に意匠登録を受けようとする意匠以外のものが表されている場合	20
3.2.20	出願に係る意匠の意匠に係る物品等が不明である場合	21
3.2.21	いずれの部分について意匠登録を受けようとするものであるかが不明である場合	22
3.2.22	「意匠登録を受けようとする部分」の具体的な用途及び機能が明らかでない場合	23
3.2.23	「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を特定できない場合	23
3.2.24	「意匠登録を受けようとする部分」の形状等が明らかでない場合	24
3.2.25	「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界が不明確な場合	25
3.3	物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠が具体的であると判断するものの例	26
3.3.1	「意匠の説明」と図面等により物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠であることが明らかなる場合	26
3.3.2	「意匠の説明」の欄の記載がなくても、図面等により「意匠登録を受けようとする部分」が明らかなる場合	27
3.3.3	境界線の表示がなくても、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界が明らかなる場合	28
3.3.4	物品等の一部のみが表されているものの、当該部分の明確性に問題が無い場合	28
3.3.5	「その他の部分」が一部しか示されていないものの、「意匠登録を受けようとする部分」の位置、大きさ、範囲を導き出すことができる場合	30
4.	工業上利用することができるものであること	30
第2章	新規性・創作非容易性	1
第1節	新規性	1

1. 概要.....	1
2. 新規性の判断.....	1
2.1 新規性の判断の基礎となる考え方.....	1
2.2 類否判断.....	2
2.2.1 判断主体.....	2
2.2.2 類否判断の手法.....	2
2.2.2.1 意匠の類否判断の観点.....	3
2.2.2.2 対比する両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能の認定及び類否判断.....	4
2.2.2.3 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の、当該部分における用途及び機能の共通点及び差異点の認定.....	4
2.2.2.4 物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の場合の、当該部分の位置、大きさ、範囲の共通点及び差異点の認定.....	4
2.2.2.5 対比する両意匠の形状等の認定及び形状等の共通点及び差異点の認定.....	5
2.2.2.6 対比する両意匠の形状等の共通点及び差異点の個別評価.....	5
2.2.2.7 総合的な類否判断.....	9
2.2.2.8 公知意匠に類似する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の例.....	11
第2節 創作非容易性.....	1
1. 概要.....	1
2. 創作非容易性の判断主体.....	1
3. 創作非容易性の判断に係る基本的な考え方.....	1
4. 創作非容易性の具体的な判断.....	2
4.1 創作非容易性の判断の基礎とする資料.....	2
4.2 ありふれた手法と軽微な改変.....	3
4.2.1 ありふれた手法の例.....	3
4.2.2 軽微な改変の例.....	3
4.3 当業者の立場から見た意匠の着想の新しさや独創性について.....	4
5. 創作非容易性の判断の基礎となる資料の提示.....	4
5.1 出願前に公知となった構成要素や具体的態様等の提示.....	4
5.2 当該分野においてありふれた手法等であることの提示.....	4
6. 創作容易な意匠の事例.....	5

6.1 置き換えの意匠.....	5
6.2 寄せ集めの意匠	10
6.3 一部の構成の単なる削除による意匠	13
6.4 配置の変更による意匠.....	14
6.5 構成比率の変更による意匠	15
6.6 連続する単位の数の増減による意匠	16
6.7 物品等の枠を超えた構成の利用・転用による意匠	17
第3節 新規性・創作非容易性の審査の留意事項.....	1
1. 新規性及び創作非容易性の規定の適用関係	1
2. 判断の根拠とする資料	1
2.1 「頒布された刊行物に記載された」(第3条第1項第2号、第3条第2項)....	1
2.2 「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった」(第3条第1項第2号、第3条第2項)	3
2.3 「公然知られた」(第3条第1項第1号、第3条第2項)	4
第3章 新規性喪失の例外	1
1. 概要	1
2. 第4条第2項の規定を適用するための要件	1
2.1 意匠登録を受ける権利を有する者.....	2
2.2 公開時における公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者の行為に起因して、当該公開意匠が公開された事実	2
3. 意匠法第4条第2項の規定の適用を受けるための具体的な手続	2
4. 「証明する書面」に基づく意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断手続. 3	
4.1 以下に示す書式に従って作成された「証明する書面」が提出されている場合	3
4.2 上記4.1に示す書式と異なる書式による「証明する書面」が提出されている場合	4
4.3 意匠法第4条第2項の規定の適用を認めずに拒絶理由を通知した後の判断手続	4
5. 意匠法第4条第2項の規定の適用についての判断に係る留意事項.....	4
5.1 同一の意匠が複数回公開された場合における先の意匠法第4条第2項の「該当するに至った日」と意匠登録出願の間になされた公開行為についての取扱い.....	4
5.2 出願された意匠と異なる意匠が公開された場合等における意匠法第4条第2項の規定の適用についての取扱い.....	5

5.2.1	相互に類似する意匠 A 及び意匠 A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 A の「証明する書面」には公開意匠 A のみが記載された場合の取扱い.....	6
5.2.2	本意匠である意匠登録出願 A については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとして「証明する書面」にその意匠登録出願前に公開された公開意匠 A を記載したが、その後関連意匠として出願した意匠登録出願 A' については、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けるための所要のしなかつた場合における、意匠登録出願 A' についての公開意匠 A の取扱い.....	6
5.2.3	相互に類似する意匠 A 及び意匠 A' が意匠登録出願前に公開され、意匠法第 4 条第 2 項の規定の適用を受けようとする意匠登録出願 A 及び意匠登録出願 A' がなされたが、それぞれの「証明する書面」には出願の意匠と同一の公開意匠しか記載されていない場合の取扱い.....	8
6.	意匠法第 4 条第 1 項の規定を適用するための要件	9
6.1	公開意匠についての意匠登録を受ける権利を有する者	9
6.2	意匠登録を受ける権利を有する者の意に反して公開された事実	9
6.3	意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用を受けるための手続	10
6.4	意匠法第 4 条第 1 項の規定の適用についての判断	10
第 4 章	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠の保護除外	1
1.	概要.....	1
2.	意匠法第 3 条の 2 本文の規定の適用の基礎となる意匠公報	1
3.	願書の記載及び願書に添付した図面、写真、ひな形又は見本に現された意匠	2
4.	先願に係る意匠として開示された意匠を特定するための図	2
4.1	全体意匠の意匠登録出願の場合.....	2
4.2	物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の場合..	3
4.3	組物の意匠又は内装の意匠の意匠登録出願の場合	3
5.	意匠の一部について	3
6.	先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の全体意匠との類否判断	3
7.	先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠	4
7.1	先願に係る意匠として開示された意匠の一部と後願の物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠との類否判断	4
7.2	意匠法第 3 条の 2 の規定に該当する物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠の意匠登録出願の例	5

8.	意匠法第3条の2ただし書の規定の適用の判断	5
8.1	意匠登録出願の出願人と先の意匠登録出願の出願人とが同一の者であること	5
8.2	第20条第3項の規定により先の意匠登録出願が掲載された意匠公報（同条第4項の規定により同条第3項第4号に掲げる事項が掲載されたものを除く。）の発行の日前に当該意匠登録出願があったこと	5
9.	意匠法第3条の2の規定の適用に関する時期的要件	6
9.1	意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願に対する意匠法第3条の2の規定に関する判断の基準日	6
9.2	パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日	7
9.3	意匠法第3条の2の規定により拒絶理由を通知する時期	7
9.4	国際意匠登録出願の意匠法第3条の2の規定の判断の基準日	7
10.	意匠法第3条の2の規定に該当する全体意匠の意匠登録出願の例	8
	第5章 先願	1
1.	概要	1
2.	先願の要件についての判断	1
2.1	先願の要件についての判断に係る基本的な考え方	1
2.2	先願として取り扱われる意匠登録出願の類型	2
2.3	先願又は同日の出願として取り扱われない意匠登録出願の類型	2
2.4	意匠法第9条第1項又は第2項の規定の適用の対象となる意匠登録出願	2
3.	類否判断	3
3.1	全体意匠同士の類否判断	3
3.2	「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否判断	3
3.2.1	「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」同士の類否判断の観点	4
3.2.2	意匠法第9条第1項において類似するものと認められる「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願の例	5
3.3	全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」との類否判断	5
3.3.1	全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の類否判断の観点	6
3.3.2	意匠法第9条第1項において類似するものと認められる全体意匠と「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」の意匠登録出願の例	7

4. 出願人及び出願日に関する取扱い	7
4.1 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	7
4.2 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願	8
4.3 同一の意匠について同日にされた意匠登録出願	8
4.4 類似の意匠について同日にされた意匠登録出願	9
4.5 同一の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い	9
4.6 類似の意匠について異なった日にされた意匠登録出願の取扱い	9
4.7 同一又は類似の意匠について同日にされた意匠登録出願の取扱い	10
4.7.1 複数の協議指令に対する届出の内容が相互に矛盾すると認められるものの例	11
4.7.2 協議指令に対する届出を伴わず、そのうちの一部の意匠登録出願にのみ出願 願取下げ又は出願放棄あるいは補正の手続が行われた場合の取扱い	11
5. 意匠登録出願の分割、出願の変更及び補正後の意匠についての新出願の意匠法第 9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日	12
6. パリ条約による優先権等の主張を伴う意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第 2項の規定の判断の基準日	12
7. 国際意匠登録出願の意匠法第9条第1項又は第2項の規定の判断の基準日	13
第6章 意匠登録を受けることができない意匠	1
1. 概要	1
2. 不登録事由に該当するか否かの判断に係る基本的な考え方	1
3. 不登録事由に該当するか否かの具体的な判断	2
3.1 公の秩序を害するおそれがある意匠	2
3.2 善良の風俗を害するおそれがある意匠	2
3.3 他人の業務に係る物品、建築物又は画像と混同を生ずるおそれがある意匠	2
3.4 物品の機能を確保するために不可欠な形状、若しくは建築物の用途にとって不可 欠な形状のみからなる意匠又は画像の用途にとって不可欠な表示のみからなる意匠	2
4. 不登録事由に該当するか否かの判断に係る審査の進め方	6
関連規定	1